

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に係る行動計画
(次世代法・女性活躍推進法に基づく)

教職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間
- 2 内 容

目標1：令和9年3月までに、長時間労働を是正するために各事業場ごとに取り組みを設定して、実施する。

- (1) 教員は、3ヶ月平均で実働時間が月220時間を超える者を0人にする。
- (2) 事務職員は、3ヶ月平均で40時間を超える時間外・休日労働を行う者を0人にする。

〈対策〉

- 令和4年5月～ 衛生委員会において、長時間労働是正のための取り組み決定、実行
- 令和4年7月～ 衛生委員会において、3ヶ月毎の各事業場の取り組み状況と教職員の勤務状況を発表
(以後3ヶ月毎に実施)
- 令和5年5月～ 年間の取り組み状況の反省とまとめ
(以後毎年度毎に実施)

目標2：令和9年3月までに、年次有給休暇取得日数を1人当たり10日以上にする。

〈対策〉

- 令和4年5月～ 衛生委員会において、年次有給休暇の取得促進のための取り組み決定、実行
- 令和4年6月～ 衛生委員会において、令和3年度中の取得状況について実態把握
- 令和4年10月～ 衛生委員会において、令和4年度の取得状況について中間発表
- 令和5年6月～ 年間の取り組み状況の反省とまとめ
(以後毎年度毎に実施)